# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 平成27年7月16日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

#### 1. 業務概要

施設名	川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館						
指定期間	平成23年4月1日 ~ 平成28年3月31日						
業務の概要	・身体障害者への助言・指導、相談業務						
	・ボランティアの育成及び援助						
	・地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施						
	・障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供						
	・障害者デイサービス事業の運営						
	・施設の維持管理に関する業務						
指定管理者 名称 :社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団							
	代表者:理事長 長谷川 忠司						
	住所 :川崎市高津区久地3-13-1 電話:044-829-1829						
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 (内線:33812)						

## 2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等				
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	運営にあたっては、民間ならではの柔軟な発想による取組が取り入れられている。 利用主体が障害者である施設のため、効率性を重視する業務運営に終始することに できないが、利用者のニーズに応えた運営を行うことにより、利用者の確保につない る等、一定の成果が見られた。 よって、市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたと言える。				
2	当初の事業目的を達成することができたか。	(当初の事業目標) 1. 障害者福祉の向上のため、市民のマンパワー向上を目的に、講習会を実施します。特に小学生に対しては、福祉への関心を持てるよう、参加型の講習会を行います。 2. 多様化する障害に対応した支援を行うために、職員は専門的な研修に参加し、知識・技術を向上させます。また、人権を擁護し、利用者の主体性を尊重した支援を行います。 はじめに、目標1については、「小学生のための福祉交流学習事業」を継続して実施				
		しており、地域の聴覚障害者団体、ボランティアサークル等と連携し、小学生が3日間に渡って手話、朗読、作業室利用者との交流などを通じた体験型の学習の場を提供している。また、平成26年度からは、地元小学校に対し、小学生を対象とした出張出前講座を企画・提案することで、小学4年生の総合学習の時間を利用した講習会を新たに開催しており、学校側からも好評を得ている。次に、目標2については、法人による目標管理制度を取り入れながら、利用者の多様化していく障害特性に係る専門知識、法制度等に対応していくため、全職員が外部研修に年1回は参加できるよう研修計画を立て、学ぶ機会の確保をしている。また、家族の負担軽減と利用者の社会性の拡大を目的に夕食外出を実施するなど、利用者のニーズを踏まえたサービスを展開している。加えて、特に虐待防止については、一人で悩むことのないよう職員に伝え、疑いのある場合は関係機関と連携して柔軟に対応している。よって、当初の事業目的を達成することができたと言える。				
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	併設の特別養護者人ホームが中心となり施設総合管理を委託することで、各点検・整備を実施し、適切に施設を維持・管理している。また、ヒヤリハットを活用したリスクマネージメントに取り組んでおり、会議等において職員全体で適宜情報共有するなどすることで、利用者の障害特性の理解につなげ、事故の防止に努めている。よって、特に安全・安心の面で問題はなかったと言える。				

4	更なるサービス向上のために、どういった課題や 改善策があるか。	・重度の障害を持つ利用者が多くいるため、職員に求められるスキルや期待も高い。 必要な研修を必要な職員が受講できるよう、職員体制等を勘案のうえで、引き続き計 画的に学ぶ機会の確保を行い、職員の資質向上の促進を図ること。
5	非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)	

### 3. これまでの事業に対する検証

3. これまでの事業に対する検証									
	検証項目	検証結果							
1	所管課による適切なマネ ジメントは行われたか。	所管課は、指定管理者から年度ごと及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営状況の実施状況調査(現地ヒアリング含む)を行った。また、市内4か所の身体障害者福祉会館の館長会議を障害福祉課担当者が同席のもと隔月で開催し、各施設の状況を適宜確認することにより公平性を確保した。その他、管理運営上の問題発生時の指導、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施するなど、適切なマネジメントを行った。							
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上) ・利用者ニーズを反映した事業実施により、利用者数も比較的安定しており、市民に対して安定したサービス提供が図られているものと考える。							
		会館利用者数	H23	H24	H25	H26	1		
		会館利用者数(延人数)	12,692名	13,320名	12,854名	13,158名			
		に合わせたきめ細やかな支援が求められている。 ・定員20名を大幅に超える利用者を弾力的に受け入れたことに加え、利用者の嚥下 状態に合わせた給食サービスの提供、送迎車を十分確保することによる送迎時間の短 縮など、様々な工夫が図られた。 ・夕食外出の実施、家庭訪問を含めた家族支援が進められ、サービス向上への取組み がなされたと言える。年間稼働率も高い。  作業室(生活介護)在籍者数							
		利用者数	H23	H24	H25	H26			
		(定員20名)	29名	28名	27名	27名			
		(経費の節減) ・指定管理者制度を導入する平成17年度以前から、業務を民間へ委託してい ・指定管理者の努力もあって、第2期指定管理委託料は第1期と比較し659 大幅な節減効果があった。 第1期指定管理委託料(平成22年度) 65,746,000円 第2期指定期間委託料(平成27年度) 29,335,162円(65%減) ・指定期間における平均の決算額は、27,073,410円となっている。 ・平成23年度は車椅子でも利用しやすいトイレへの改修、施設修繕が増えたより300万円近いマイナスとなったが、作業室収入は支出を上回った。 ・平成25年度から会館内の職員体制を見直すなどの経費節減を図った結果、収支プラスとなった。					或と、		
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか	・開館から22年が 修繕費用を計上する			マに進行してい	ることから、必	要な		
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	多様化する住民二 効率的・効果的に行 ワークを有する事業 とが妥当であると考	うためには、事 者による運営か	事業の必要な知識	哉・技術・専門	性及び様々なネ	ベット		

#### 4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、指定管理者制度を導入する以前より、業務を民間へ委託してきた経緯がある。平成18年度より指定管理者制度が導入されてからは、仕様書等で求めた、障害者の自立更生に向けた援助、福祉に係る地域活動の促進が図られ、地域福祉活動を進めるためのボランティアの育成と援助、障害者の社会参加が進められたほか、利用者のニーズに応えた運営を行うことにより、より市民サービスの向上に繋がる運営ができた。

今後についても、各種講座や交流事業を実施することによる身近な文化活動の場として更に運営を充実させていくとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、ボランティアの育成や団体活動への支援など、地域の福祉ニーズを拾い上げるための手段、地域の福祉に関心のある人に魅力的な情報を発信できるための手段を広く検討し、さらなる会館の利用率向上につなげていくことが望ましい。

指定管理者の創意工夫・努力により、更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが適当であると考えられる。